

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画(抄)

令和 7 年 1 月

埼 玉 県

13項目別の主な対応（イメージ）について

	初動期 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	対応期 ・（国内での）発生の初期段階 ・ 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・ 流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	準備期（発生前の段階）には国・地方等の連携DX推進・人材育成実践的な訓練を実施
①実施体制	● 厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表 ● 政府対策本部の設置、基本的対処方針に基づく政策実施 ● 県対策本部・専門家会議の設置（県）		
②情報収集 ③サーベイランス	● 国外における感染症の発生情報の覚知 ● 当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 ● 症例定義の作成	● 届出基準の設定、全数把握開始	● 複数のサーベイランスの実施 ● 原因となる病原体の性状や臨床像の情報の蓄積 ● （定点把握でも発生動向が把握できる場合、）定点把握への移行
④リスクミ	● 迅速な情報提供・共有 ● 双方向コミュニケーションの実施 ● 偏見・差別や偽・誤情報への対応		
⑤水際対策	● 対策開始（情報提供等）	● 対策強化（入国制限）	● 国内発生状況等を踏まえた対策の変更 ● 対策継続の要否の判断
⑥まん延防止	● まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組		
⑦ワクチン	● 接種体制の構築（大規模接種会場、ワクチンバス等） ● 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンの使用検討 ● パンデミックワクチンの開発 ● 承認、接種開始 ● 副作用情報等の収集・提供 ● 健康被害救済制度の周知		
⑧医療	● 感染症指定医療機関による対応 ● 治療に関する情報等の随時公表・見直し ● 流行初期医療確保措置対象の協定締結医療機関中心の対応 ● 協定締結医療機関中心の対応		
⑨治療薬・治療法	● ゲノム情報入手・提供 ● 病原体入手・提供 ● 臨床研究開始 ● 治療薬の開発 ● 既存薬の適応拡大 ● 新薬の承認、使用開始		
⑩検査	● PCR検査手法の確立 ● 検査体制の全国的な立上げ ● 抗原定性検査薬の開発 ● 承認、普及		
⑪保健	● 相談対応開始 ● 入院勧告・措置、移送、入院調整 ● 自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援 ● 積極的疫学調査の開始 ● 対象範囲の適切な見直し		
⑫物資	● 需給状況、備蓄・配置状況の確認 ● 需給状況、備蓄・配置状況の確認、安定供給の要請 ● 不足する場合は、生産事業者等への生産・輸入促進の要請、個人防護具の配布		
⑬県民生活・県民経済	● 事業継続に向けた準備の要請 ● 生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への要請 ● 新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和のために必要な支援及び対策		

①実施体制		
準備期	初動期	対応期
① 実践的な訓練の実施 - 疫学調査、オンラインでの診療現場支援、COVMATやeMAT等の感染制御の支援等の訓練を実施 - 埼玉版FEMAを毎年度実施し、関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認 ② 人材育成・体制整備・強化 - 新型インフルエンザ等に対応する医療従事者、ICN、入院調整本部を担う医師等の専門人材等の養成 - 国やJIHSと連携した調査・検査等の専門人材の育成 ③ 関係団体との連携強化 - 医師会等の関係団体、保健所設置市等で構成する連携協議会を組織し、平時から情報を共有、連携体制を構築 ④ 行動計画等の見直し - 計画を定期的に見直し、年度ごとに進行管理を実施	① 新型インフルエンザ等の発生疑いの場合 - 国内外の発生状況等の情報収集 - 専門的知見を有する有識者からなる専門家会議を設置し、本県の実情に合った対応方針等を協議 - 庁内及び関係機関との情報共有体制の構築 - 近隣都県との連絡体制の構築 ② 新型インフルエンザ等の発生確認の場合 - 政府対策本部の設置後、直ちに県対策本部を設置 - 専門家会議等を活用し、新型インフルエンザ等対策における課題を検討 - 大臣公表後、速やかに知事による医療措置協定締結医療機関に対する要請 - 病床確保、疫学調査、宿泊療養、自宅療養等、別途県がガイドラインにおいて定める業務に対し、職員・応援職員を配置 - コールセンター等の相談窓口を設置	① 医療提供体制等の在り方 - 県対策本部を中心とし、保健所や衛生研究所等との連携のもと、地域の感染状況の情報を一元的に把握、対策を実施 - 感染症患者受入調整を行う入院調整本部を設置 - 重症支援コーディネーターも活用しつつ、入院勧告、入院措置等を総合的に調整 - 国の財政支援を有効に活用 ② まん延防止等重点措置・緊急事態措置 - 県対策本部において、専門家会議の意見をもとに検討し、事業者に対し営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令

②情報収集・分析	
準備期	初動期～対応期
① 実施体制の整備 - 衛生研究所を中心に情報を収集・分析及び解釈する体制を整備 ② 情報収集・分析の共有による連携維持 - 積極的疫学調査や臨床研究の結果を医師会等関係機関に共有 ③ 人員の確保・訓練 - 多様な感染症専門人材（公衆衛生、疫学、専門検査技術等）の育成、人員確保、活用及び訓練の実施 ④ DXの推進 - 国の電子カルテの取組を活用し、発生届から迅速に情報収集・分析を可能とする等の仕組みを推進	① 感染症有事体制への移行と見直し - 初動期において、専門家会議を設置し、情報収集・分析及び解釈する体制を強化 - 対応期において、感染症危機の状況の変化等に応じ、情報収集・分析方法や実施体制を柔軟に見直し - 県医師会の会議に参加の上、医療現場の実情を把握 ② 情報収集・分析に基づくリスク評価 - 感染症の発生状況、医療提供体制、ワクチン等の研究開発状況、人流、社会的影響等を含め、包括的に収集した情報の分析に基づきリスク評価を実施 ③ リスク評価に基づく対策 - 初動期において、リスク評価を専門家会議で協議、感染症対策の迅速な判断・実施 - 対応期において、流行状況やリスク評価に基づき柔軟かつ機動的に対策を切替 - なお、専門家会議の議論については、県民へ速やかに公表 ④ 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有 - 市町村や県民等に対し、迅速に情報を提供・共有
③サーベイランス	
準備期	初動期～対応期
① 実施体制の整備 - 衛生研究所を中心とした感染症サーベイランスの体制を整備 - 新型コロナ対応の経験を踏まえ、諸外国における先行事例や論文等の情報収集・共有体制を整備 - 医療機関やJIHSとの連携 ② 感染症サーベイランスの訓練等 - 感染症サーベイランスシステムを活用した早期探知の訓練 - 国の下水サーベイランスの研究事業への参加をはじめ、全国の研究機関との幅広い連携のもと知見を蓄積 ③ JIHSと連携した研修等による人材育成 ④ 分析結果の共有 - 市町村、県民等に対し、感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報等、サーベイランスの分析結果を提供・共有	① 感染症有事体制への移行と見直し - 初動期において、国と連携し、疑似症サーベイランス等を開始し、庁内及び医療機関に共有 - 対応期において、感染症の発生状況に応じ、県対策本部に関係機関の情報を統合する等した上で、必要に応じてサーベイランスの実施体制を見直し ② 感染症サーベイランスの実施 - 患者発生の動向把握は、原則全数把握とし、電子申請等を有効活用 - 感染状況や入院・自宅療養者等の増加状況を踏まえ、患者の全数把握の必要性を再評価 ③ 分析結果の共有 - 市町村、県民等に対し、感染症の特徴や病原体の性状、感染経路、致死率、ゲノム情報、ワクチン接種の有無、臨床像の情報等、サーベイランスの分析結果を共有

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
準備期	初動期～対応期
① 感染対策等の情報提供・共有 - マスク、手洗い等の基本的な感染対策等について、保育施設、学校、高齢者施設等、広く県民に対し丁寧に情報提供・共有 - 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ配慮した媒体や方法を整理 - 一体的かつ整合的なワンボイスによる情報提供を意識 ② 双方向のコミュニケーションの体制整備 - コールセンター等の相談体制の構築を、市町村と連携し、準備 - 県民等が必要としている情報を把握するリスクコミュニケーションを研究 ③ 偏見・差別、偽・誤情報の啓発 - 感染者やその家族、医療従事者等への偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得ること等を周知 - SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発	① 感染対策等の情報提供・共有 - 準備期を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用 - 県民等の行動変容等に資する啓発・メッセージを発信 県、市町村、指定地方公共機関の情報等を集約、総覧できるウェブサイトの立ち上げ - 発熱外来等の医療提供体制に関する情報提供・共有 ② 双方向のコミュニケーションの実施 - コールセンター等の相談を通じ、受取手の反応や関心を把握 - 初動期においては、市町村にQ&Aを共有し、相談体制の構築を要請 - 対応期においては、市町村に相談体制の継続を要請 ③ 偏見・差別、偽・誤情報の啓発を継続 - SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発とともに、それらの情報の否定や訂正等も含め、正確な情報を県等の広報媒体を通じて積極的に発信 ④ 感染症対策の見直しに伴う説明の徹底 - 対応期においては、不要不急の外出の自粛等、早期の感染拡大防止に必要な対策を県民等に対し、科学的根拠に基づき説明 - 感染拡大防止措置等の見直しについて、高齢者やこども等に配慮し、分かりやすく説明 - 平時への移行に伴う医療提供体制や感染対策の見直し等について、県民等に対し丁寧に情報を提供
⑤水際対策	
準備期	初動期～対応期
① 水際対策の実施に関する体制の整備 - 県等は、新型インフルエンザ等発生時、検疫所が隔離又は停留等を行うため、必要な療養施設等を確保できるよう協力体制を構築 - 感染症有事において県民等に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築	① 検疫所への協力 - 県等は、新型インフルエンザ等発生時、検疫所が隔離又は停留等を行うため、必要な療養施設等の確保に協力 - 県等は、検疫法に基づく、居宅等待機者への健康監視を実施 ② 県民等への注意喚起 - 感染症有事において県民等に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、不要不急の海外渡航の中止等、注意喚起を実施

⑥まん延防止		
準備期	初動期	対応期
県民等の理解促進 - 県民一人一人が感染対策に協力する意識を醸成 - 人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及 - 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る不要不急の外出自粛等、個人や事業者に対する感染対策について、県民等に説明	対策実施の準備 - 感染症法に基づく入院勧告や外出自粛要請等の対応を準備 - JHISから提供される情報を含め、まん延防止対策に有効な情報を収集 - 市町村や指定地方公共機関に対し、業務継続計画に基づく対応の準備を要請	① 専門家会議の意見を踏まえたまん延防止対策の実施 - 患者への入院勧告・措置、濃厚接触者等への外出自粛の要請 - まん延防止等重点措置として、事業者に対する営業時間の変更の要請 - 緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設の使用制限や停止等の要請 - 学校閉鎖、休校等の要請 ② 時期に応じた対策の実施 - 発生の初期段階では、治療法・ワクチンがない中、まん延防止等重点措置や緊急事態措置で対応 - 病原体の性状等に応じ対応する時期では、感染リスクが高い基礎疾患を有する者、高齢者等を重点的に対策 - 感染拡大リスクが低下した時期では、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討 ③ 対策実施の主眼 - 地域の感染状況、病原体の性状や医療の逼迫状況等の評価により、適切な周知の期間とともに措置の実施を国に要請 - 専門家会議の意見を踏まえ、措置の対象者に混乱が生じないよう適切な情報提供に努め、対象地域・期間・業態等を判断
⑦ワクチン		
準備期	初動期～対応期	
① 供給体制の構築 - 卸売販売業者及び医療機関等と、在庫状況の把握、供給が偏在した場合の融通方法等を協議 - 国が管理・供給するワクチンを念頭に、市町村と、連携方法や役割分担について協議 ② 接種体制の構築 - 市町村又は県は、医療従事者の確保等国の整理を踏まえ、速やかにワクチンを接種するための体制を構築 - 医師会等の関係者と連携し、必要人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定し、平時から訓練を実施 ③ 予防接種、ワクチンに関する情報提供 - ワクチンの意義、安全性等についてウェブサイト、SNS等を通じて県民に周知 ④ DXの推進 - 医療機関からの電子的な接種記録の入力等、国が整備するシステムを活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行う体制を構築	① 接種体制の構築 - 市町村又は県は、医師会や医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制を構築 - 市町村の接種体制を踏まえ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保を進めるとともに、県による大規模接種会場の設置やワクチンバス等機動的な手段も含め検討 ② 接種の実施 - 医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種については、国の方針を踏まえ、市町村と連携し、着実に実施 - 対応期においては、流行株の変異に留意し、追加接種の必要な場合も含め、継続的な接種体制を整備 ③ 予防接種、ワクチンに関する情報提供 - 対応期において、県及び市町村は、県民等に対し、副反応疑い報告による分析や最新の科学的知見の情報を提供 - 市町村又は県は、健康被害に対する速やかな救済に向けた制度を周知	

⑧医療	
準備期	初動期～対応期
① 医療提供体制の確保 ・ 新型インフルエンザ等発生時に必要となる医療提供・宿泊療養体制について目標を設定し、医療措置協定等により必要な体制を確保 ・ 医療提供体制の確保に当たっては、医療機関の役割分担を明確化しつつ通常医療の提供体制も確保 ・ 専用医療施設や臨時の医療施設の設置・運営・人材確保について平時から整理 ・ 特に配慮が必要な患者に係る病床についても確保 ・ 医療措置協定等に基づく病床確保、発熱外来及び検査等の要請に際し、感染状況に応じた医療提供体制確保方針を検討 ② 研修・訓練による人材育成・感染症対応力の向上 ・ 国や医療機関と連携した研修・訓練により、人工呼吸器やECMO等を扱う医療人材、感染症専門人材を育成 ・ 埼玉版FEMAの訓練により、関係者の連携を深化させ、感染症対応力を向上 ③ DXの推進 ・ G-MISや感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等を推進 ・ 患者情報及び医療機関の空床情報のDXを通じた入院調整・病床利用の効率化、その他の感染症対応能力の向上や、業務負担軽減を図るDXを推進	① 感染症有事体制への移行 ・ 初動期の間に、相談・受診から入院までの体制を整備 ・ 対応期においては、協定に基づいて必要となる医療提供・宿泊療養体制を運用する一方、必要に応じて専用医療施設や臨時の医療施設を措置 ・ 対応期において医療が逼迫した場合、広域の医療人材派遣や患者移送等を調整 ・ ワクチン接種開始の見通しがつき、ウイルスに関する知見の蓄積が進む段階においては、重症者・死亡者の極小化を目標とし、適切な医療提供体制を維持しつつ、例えば高齢者福祉施設等、特にクラスターや重症化のリスクが極めて高い対象への対策を重点的に実施 ・ 高い感染力の一方で病原性の低いウイルス変異を確認した際は、その特性を踏まえつつ、宿泊療養施設や自宅療養者の受入体制を大幅に増強する等、機動的な対応を実施 ② 入院調整・患者搬送 ・ 対応期においては、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使し、入院調整・患者搬送を適切に実施 ③ 時期に応じた医療の提供 ・ 対応期においては、感染症の流行状況（流行初期・流行初期以降・対応力が高まる時期・特措法によらない対策に移行する時期）を踏まえ、医療提供体制確保方針に基づき、医療提供体制を柔軟かつ機動的に確保 ④ 事前の想定と異なる感染症が発生した場合の対応 ・ 国から示された対応方針に基づき、柔軟かつ機動的に対応
⑨治療薬・治療法	
準備期	初動期～対応期
① 治療薬・治療法に関する情報提供・共有体制の整備 ・ 診断・治療に資する情報等について、医療機関等、医療従事者及び県民等に対し、速やかに情報提供・共有するための体制を整備 ② 研究開発体制の構築 ・ 国が主導する治療薬・治療法の研究開発が行われる場合、医療機関等を通じ、積極的に協力 ③ 医薬品等の備蓄及び流通体制の整備 ・ 感染症危機対応医薬品のうち、必要なものについて備蓄 ・ 抗インフルエンザウイルス薬について必要量を備蓄 ・ 平時の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、感染症有事における円滑な供給体制を構築	① 治療薬・治療法に関する情報提供・共有 ・ 国等と相互に情報共有を行うとともに、研究開発動向等について保健所、医療機関等へ速やかに情報共有 ・ 国等が示す診療方針等に基づき、治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有 ② 研究開発への協力 ・ 治療薬・治療法の開発を推進するため国に協力 ③ 治療薬の流通管理及び適正使用 ・ 新型インフルエンザ等の治療薬について、適時に公平な配分を実施 ・ 国と連携し、医療機関や薬局に対し適切な使用を要請、過剰な買い込みをしないこと等を指導

⑩検査	
準備期	初動期～対応期
① 検査実施体制を整備 ・ 予防計画に基づき、衛生研究所を中心とした検査実施体制（民間検査機関、協定締結医療機関）を整備するとともに、相互の役割を確認及び検査精度を管理 ・ 感染症有事に備え、衛生研究所における必要な機器、検査試薬、専門人材を確保 ・ 国等の専門技術研修等への積極的参加を通じて人材育成 ・ 検体・病原体搬送に係る研修・訓練を実施 ・ 衛生研究所は、JIHS等と試験・検査等の業務を通じて平時から連携を深化 ② 検査物資の備蓄・確保 ・ 検体採取容器・器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を推進	① 感染症有事体制への移行 ・ 初動期においては、予防計画に基づく検査等措置協定締結機関による検査を原則として、速やかに感染症有事における検査体制を確立 ・ 初動期及び対応期においては、検査物資の安定供給に向けて、国が事業者適切に要請するよう、必要に応じて国に働き掛け ② 検査診断技術の確立と普及 ・ 対応期においては、迅速検査キット等の新たな診断薬・検査機器等について、その使用方法とともに速やかに医療機関等に情報共有できるよう、国に要請 ③ 検査実施の方針の共有 ・ 県民等に対し、検査の目的や体制等、検査実施の方針に関する情報を提供
⑪保健	
準備期	初動期～対応期
① 保健所・衛生研究所の体制を整備 ・ 予防計画に基づき、保健所における必要な人員を確保するとともに、保健所長を統括保健師が補佐する体制を整備し、感染症有事の際の健康危機対処計画を更新 ・ 衛生研究所、検査等措置協定締結機関等により、感染症有事に必要な検査体制を確保するとともに必要な設備を整備 ・ DXを前提とした保健所業務の抜本的な見直しとともに、TXの考え方の導入や外部委託の活用等による業務効率化及び保健師等の適正配置等による働き方改革の推進 ② 研修・訓練による人材育成 ・ 地域の専門人材やIHEAT要員等の研修・訓練で、感染症危機への対応能力を向上 ・ 感染症危機に対応できる保健所及び衛生研究所等の職員の計画的な育成 ③ 多様な主体との連携体制構築 ・ 平時から市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化 ④ 情報提供・共有体制を整備 ・ 感染症有事の際に、速やかに県民へ情報提供・共有できる体制構築の準備	① 感染症有事体制への移行 ・ 初動期において、新型インフルエンザ等の発生公表後に予想される業務について準備 ・ 対応期において、保健所の感染症有事体制及び衛生研究所等の検査体制を確立 ② 情報発信・共有の実施 ・ 初動期において、相談センターの設置等による対応を開始するとともに、県民等に対する情報提供・共有体制を構築し、対応期も継続 ③ 感染状況に応じた取組 ・ 感染状況や入院・自宅療養者等の増加状況を踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対応業務を実施又は見直すとともに、必要な応援職員等を配置 ・ 国からの要請も踏まえ、地域の実情に応じ、保健所及び衛生研究所等における感染症有事の体制等の段階的な縮小について検討を行い、実施

⑫物資	
準備期	初動期～対応期
① 感染症対策物資等の備蓄の推進・維持、備蓄状況の把握 県、市町村及び指定地方公共機関は、必要な感染症対策物資等を備蓄あわせて、医療機関等に対し必要な感染症対策物資等の備蓄を要請 - 協定締結医療機関は、医療措置協定に基づく個人防護具を備蓄 - 備蓄に当たっては、流通備蓄も含め、効率的な対応を検討 - 備蓄状況について、システム（G-MIS）等を利用し定期的に確認 ② 備蓄する個人防護具の基準等に係る情報共有 - 個人防護具の質的担保を目的に、適切に情報を共有 ③ 事業者への要請に係る国への働き掛け - 感染症有事において、事業者に対し、感染症対策物資等の安定供給に必要な対策を講ずるよう要請することを、国に働き掛け	① 感染症対策物資等の備蓄状況の確認 - 初動期及び対応期において、システム（G-MIS）等を利用し、協定締結医療機関における個人防護具を始めとした感染症対策物資等の備蓄・配置状況をリアルタイムに確認 ② 安定供給に向けた要請 - 初動期及び対応期において、感染症対策物資等が不足又はそのおそれがある場合、国が事業者適切に要請や指示を行うよう、国に要請 ③ 対策実施に必要な物資の確保に係る措置 - 対応期において、対策の実施に必要な物資の確保のための売渡しを、所有者に要請 - なお、緊急事態措置の実施下において、正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が上記要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用
⑬県民生活・県民経済	
準備期	初動期～対応期
① 情報共有体制の整備 - 市町村、指定地方公共機関及び関係業界団体との情報共有体制を整備 ② 行政手続等におけるDXの推進、適切な仕組みの整備 - 新型インフルエンザ等発生時の支援金給付等の支援実施について、迅速かつ簡易なものとなるような仕組みを整備 ③ 事業者の業務継続に向けた準備 - 業務継続計画策定を支援、柔軟な勤務形態導入を奨励 ④ 必要な物資の備蓄 - 感染症対策物資及び生活必需品を備蓄 ⑤ 要配慮者への生活支援の準備 - 市町村と連携し、要配慮者への生活支援手続を事前に規定	① 事業継続に向けた準備・実施の要請 - 初動期においては、事業者に対し、感染拡大防止に必要な対策の準備を要請 - 対応期においては、その実施を要請 ② 生活関連物資等の安定供給に関する要請、必要な措置の実施 - 初動期においては、県民及び事業者に対して、生活関連物資等の安定供給について要請 - 対応期においては、供給の確保や便乗値上げ防止等を要請 ③ 新型インフルエンザ等の発生により生じた影響緩和に係る支援の検討 - 対応期において、専門家との議論を通じ、金銭債務の支払い猶予、雇用に関する支援等、影響緩和に係るその他の支援を検討し、必要な措置を実施 ④ 要配慮者に対する対応 - 対応期において、必要に応じ、市町村に対し要配慮者への対応を行うよう要請